

駐車監視員活動ガイドライン

令和3年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線		
	路線 (区間)	重点時間帯	
	県道名古屋津島線	(笹島交差点～駅前ロータリー～桜橋)	6時～22時
	県道名古屋長久手線	(笹島交差点～納屋橋)	6時～22時
	市道錦通線	(笹島北交差点～錦橋)	6時～22時
	市道江川線	(那古野一丁目交差点～水主町交差点)	6時～22時
	○ 重点路線		
	路線 (区間)	重点時間帯	
	県道名古屋津島線	(太閤通3丁目～笹島)	6時～22時

重点地域	◎ 最重点地域		
	地域 (町名)	重点時間帯	
	名駅地区	・名駅一丁目～五丁目 ・那古野一丁目 ・名駅南一丁目～五丁目 ・松重町	6時～22時
	駅西地区	・亀島一丁目～二丁目 ・竹橋町 ・則武一丁目～二丁目 ・椿町	6時～22時
	○ 重点地域		
		地域 (町名)	重点時間帯
	米野地区	・牧野町2丁目～3丁目 ・平池町4丁目 ・太閤一丁目～五丁目 ・上米野町1丁目～5丁目 ・郷前町1丁目～3丁目 ・権現通1丁目～3丁目 ・大正町1丁目～5丁目 ・深川町1丁目～3丁目 ・下米野町1丁目～3丁目 ・長戸井町1丁目～3丁目 ・黄金通1丁目～7丁目 ・太閤通3丁目	6時～22時
	大門地区	・本陣通2丁目～3丁目 ・松原町1丁目～5丁目 ・大秋町1丁目～4丁目 ・則武本通1丁目～3丁目 ・鳥居通1丁目～5丁目 ・道下町1丁目～5丁目 ・日吉町 ・中島町1丁目～4丁目 ・寿町 ・大門町 ・羽衣町 ・賑町 ・元中村町1丁目～3丁目 ・若宮町1丁目～4丁目 ・名楽町1丁目～5丁目 ・太閤通4丁目～9丁目 ・中村町字大島、字楠	6時～20時
	日吉地区	・太閤通4丁目～9丁目 ・西米野町1丁目～4丁目 ・大宮町1丁目～3丁目 ・中村本町1丁目～5丁目 ・中村中町1丁目～4丁目 ・乾出町1丁目～4丁目 ・押木田町1丁目～2丁目 ・下中村町1丁目～4丁目 ・城主町1丁目～6丁目 ・名西通1丁目～3丁目 ・二ツ橋町1丁目～5丁目 ・黄金通1丁目～7丁目 ・権現通4丁目 ・熊野町1丁目～3丁目 ・白子町1丁目～4丁目 ・京田町1丁目～3丁目 ・北畑町1丁目～4丁目 ・畑江通1丁目～9丁目 ・牛田通1丁目 日ノ宮町1丁目～5丁目 ・北浦町 ・高須賀町字北浦、字北西出 ・千成通1丁目～6丁目 ・沖田町 ・岩塚町字向田 ・鈍池町1丁目～3丁目 ・豊国通1丁目～4丁目	6時～20時
	中村地区	・鳥居通4丁目～5丁目 ・中村町1丁目～9丁目 ・中村町字加藤屋敷 ・鳥居西通1丁目 ・東宿町1丁目～2丁目 ・草薙町1丁目 ・靖国町1丁目 ・豊幡町 ・本陣町3丁目～5丁目 ・森末町1丁目～4丁目 ・上ノ宮町1丁目～2丁目 ・藤江町1丁目～4丁目 ・中村町字川原、字木下屋敷、字高畑、字茶ノ木、字待屋	6時～20時
	栄生地区	・千原町 ・佐古前町 ・井深町	6時～20時
	烏森地区	・烏森町1丁目～8丁目 ・角割町1丁目～5丁目 ・高須賀町 ・牛田通1丁目～4丁目 ・豊国通6丁目 ・黄金通8丁目	6時～20時
	横井地区	・横井一丁目～二丁目	花見期間中
	岩塚地区	・並木一丁目～二丁目	6時～20時
	○ 自動二輪・原付重点地域		
		地域 (町名)	重点時間帯
		最重点地域(名駅地区及び駅西地区)に同じ	6時～22時

愛知県中村警察署